

函館市学校開放（文化開放）事業実施要綱

1 目的

学校教育活動に支障のない範囲において、文化活動、社会教育活動を行うグループ・サークルの学習や活動の場所として、市立小中学校および義務教育学校の特別教室等を開放し、生涯学習の推進を図る。

2 事業の所管

この学校開放事業の所管は、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とし、具体的な事務は生涯学習部生涯学習文化課が行う。

学校施設の開放を指定された開放校の校長は、その事務に関し一切の責任を負わないものとする。

3 開放する学校施設

函館市立あさひ小学校	—家庭科室，図書室，音楽室，図工室，多目的教室
函館市立八幡小学校	—家庭科室，図書室，音楽室，視聴覚室
函館市立大森浜小学校	—家庭科室，図書室，音楽室，図工室
函館市立中の沢小学校	—家庭科室，音楽室，多目的教室
函館市立昭和小学校	—視聴覚室，音楽室，図工室
函館市立鍛神小学校	—家庭科室，図書室，音楽室，視聴覚室，図工室 多目的教室
函館市立弥生小学校	—音楽室，視聴覚室，多目的ホール，図工室
函館市立港中学校	—図書室，多目的ホール
函館市立深堀中学校	—家庭科室，図書室，音楽室，視聴覚室， 作法室（和室），多目的ホール
函館市立五稜郭中学校	—図書室，視聴覚室，美術室
函館市立巴中学校	—多目的教室2，多目的教室3，美術室

4 開放期間

年末年始（12月29日から1月3日）を除き通年開放とする。ただし、学校行事やPTA行事，部活動などの学校教育活動で使用する場合は開放しないものとする。

また，毎週水曜日は学校開放を行わない。

5 開放時間

月曜日～金曜日	18:00～21:00 (3時間)
土曜日, 日曜日 休日等	9:00～12:00 (3時間) 13:00～16:00 (3時間) 18:00～21:00 (3時間)
(通しで利用する場合) 土曜日, 日曜日 休日等	9:00～16:00 (7時間) 13:00～21:00 (8時間) 9:00～21:00 (12時間)

*春・夏・冬休み期間についても同様の時間帯の開放とする。

*休日等とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

*団体が複数の時間帯を通しで利用する場合、その間の時間も開放時間を含む。

また、利用団体から活動中止届の提出があった場合は、その届出の時間をもって当該団体に係る開放時間を終了する。

6 開放施設の管理方法

(1) 各開放校に学校開放管理員を1名配置する。管理業務は別途委託契約を締結する。

(2) 土曜日, 日曜日, 休日の午前および午後の管理業務は、学校日直業務従事者が配置されている場合は、当該学校日直業務従事者が行う。

7 利用の申請

(1) 利用希望団体は、あらかじめ教育委員会に団体登録する。

(2) 利用に当たっては、教育委員会に利用申請書を提出し、利用許可書の発行を受ける。なお、申請書の提出は、前期分（4月～9月）または後期分（10月～3月）を一括して行うことができるものとし、こ

の場合、希望する教室の競合が生じたときは、教育委員会が調整会議を開催し調整を行う。

(3) 利用団体は、許可書を利用日に学校開放管理員または学校日直業務従事者に提示する。

(4) 利用団体は、利用する日の当日に、やむを得ない事情により急きょ活動の終了時間をくり上げる場合は、学校開放（文化開放）活動中止届を学校開放管理員または日直業務従事者に提出しなくてはならない。

(5) 使用料は徴収しない。

8 禁止行為

利用者は、その利用時間内において、当該校の管理員等の指示に従い、かつ、次の行為をしてはならない。

(1) 秩序を乱し公益を害するおそれがある行為

(2) 当該施設をき損するおそれがある行為

(3) 利用申請書の内容と異なる行為

(4) 施設の管理上、教育委員会が禁止することを必要と認める行為

9 譲渡、転貸の禁止

利用する権利を譲渡または転貸してはならない。

10 利用許可の取り消し

第8項および第9項の禁止行為に違反したときは、ただちに利用許可を取り消すとともに、今後の利用を認めない。

11 原状回復の義務

利用者が施設の使用を終えたときは、管理員等の指示に従って清掃および備品等の整理を行い、原状に回復しなければならない。

12 損害賠償の義務

利用者が、施設内の備品等をき損、滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

13 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。（開放校の増）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。(開放校の増)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。(事業所管の変更)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(開放校の増, 開放時間の変更)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。(開放校の増)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。(開放校の増)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。(事業所管の変更)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(開放教室の変更等)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。(開放教室の変更等)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(開放教室の変更等)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。(開放教室の変更等)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(事業所管の変更, 開放校の増, 開放教室の変更等)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(開放期間, 開放教室の変更)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(開放校の減, 開放教室の変更)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(開放校の減, 開放教室の名称変更)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(開放教室の変更, 申請書提出方法の追加)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(開放校の名称変更, 開放校の増)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(開放教室の減, 通し利用の導入, 活動中止届出の新設)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(義務教育学校の設置に伴う条文の修正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(開放校の減)